~古賀市のまちづくりの教科書、できました~

古賀市まちづくり基本条例

(案)

私たちのまちの 私たちによる 私たちのまちづくり



「古賀市まちづくり基本条例」は、私たちのまち 古賀市を、「これからもずっと住み続けたいと誇れ るまち」にみんなでつくりあげていくためのルール です。

議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいくことが大切です。人や地域の結びつき、信頼関係を強めながら、お互いに協力し合えるまち、古賀市。そのためにあなたができることが、このパンフレットの中で見つかるかもしれません。



古賀市まちづくり基本条例が めざすもの

~みんなでつくる"住み続けたいまち"の実現~

「まちづくり」と聞くと、「なんだか難しそう」そんな風に 思っていませんか? 古賀市では、日頃から地域活動やボラン ティア活動など、たくさんの人が意識しないうちにまちづくりに 取り組んでいます。

まちづくりに関わる人が改めてまちづくりの基本的な考え方 「ルール」を共有するためにつくったものが、「古賀市まちづく り基本条例」です。

様々な立場の人が対等な立場に立ち、いろいろな考えを出し合いながら、まちづくりの担い手として活動することは、強い絆やより豊かな人間関係も生み出します。

みんなでつくる「住み続けたいまち」。それがまちづくり基本 条例がめざすまちの姿です。

「まちづくり」で大切なこと 3つの基本ルール

情報共有

まちづくりに関する情報を共有すること

市民参画

行政が実施する活動 に市民等が意見を述 べたり、提案したり すること

共 働

お互いに理解を深め 共通の目標に向かって 対等な立場でまちづく りに取り組むこと

~大切なコミュニティ活動~

普段から地域活動が盛んなところは、信頼関係や絆が強いと言われます。

災害が起きた時や困ったときに助け合い、励まし合う温かい関係が保てる「まち」の実現のためには、コミュニティ活動や団体同士の連携・協力した活動がこれまで以上に重要となっています。

自治会

- ・自治会は、市民にとって最も身近な地域コミュニティであり、 地域の課題に総合的に取り組んでいます。
- ・地域をきれいにしたり、子どもや高齢者を見守ったりするだけでなく、防犯灯の設置や維持管理なども行っており、自分たちの住む地域を安全で安心して暮らせるような活動をしています。

校区コミュニティ

- ・校区コミュニティは、小学校区内の自治会や 市民・各種団体によって組織されています。
- ・1つの自治会だけでは対応が難しい課題や広域 的に対応した方が効果的な活動に取り組んで います。

市民活動団体

- ・共通の目的を持つ人が集まり公益的な活動を 行う団体です。
- ·「自発性」「先駆性」など様々な特徴を持っています。



市民等

自治会などの活動 を認識し、参加、 協力するよう努力 していきます。

行政

団体の主体性を 尊重しながら、 今後も積極的に 支援します。



目的・理念など

目的 (第1条)

市民等・議会・行政がそれぞれの役割を果たし、お 互いに連携して市民が住み続けたいといえるまちの 実現を図ることを目的としています

定義 (第2条)

条例で使用していることばの定義を定めています

まちづくりの基本理念(第3条)

市民等・議会・行政はお互いに連携し、お互いの自 主性や自律性を尊重し合い、それぞれの責任と役 割を果たしながらまちづくりに取り組みます

まちづくりの基本原則(第4条)

情報共有・市民参画・共働を古賀市のまちづくり の基本原則とします

条例の位置付け(第5条)

他の条例や行政計画を定めるときは、この条例との 整合性を図ります

> 前文には、「なぜこの条例 を作るのか」、「これから 古賀市はどうあるべきか」 など、市民で構成する策定 委員会の皆さんの想いが 詰まっています。

条例の推進・検証

条例の推進・検証(第17条)

この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、 検証委員会を設置します

条例の見直し (第18条)

市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごと に、この条例の規定について検証を行い、必要な対 応を行います。検証する際は、検証委員会に意見 を求めます

まちづくりに関わる人の役割

市民等の役割等(第6条)

- ・自発的意思によって積極的にまちづくりに関わる役割を担っています
- ・まちづくりに取り組むときは、自らの発言及び行動に責任を持つことが 必要です

議会の役割等 (第7条)

- 市の議事機関としての役割を担っています
- ・議会基本条例に基づいて活動しています

行政の役割等(第8条)

- ・市長を代表として市民のための事業を実施する役割を担っています
- ・効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います

知ろう!学ぼう!

古賀市まちづくり基本条例

前文

古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並や白砂青松の 花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方 都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集 い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっていま

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に 引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は 急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮ら せるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがま ちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、 お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古 賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定しま

3つのルール

情報共有(第9条)

- ・市民等・議会・行政は、情報共有に努めます
- ・行政は、情報の把握に努め、積極的に発信します

市民参画(第10条)

- ・市民等は、自発的意思に基づいて、市民参画 することができます
- ・行政は、市民参画の機会の確保に努めます

共働 (第11条)

- ・市民等、議会及び行政は、対等な立場でお互い に理解を深め、共働のまちづくりを推進するよう努
- ・市民等、議会及び行政は、対話や交流の機会の 提供に努めます



大切なコミュニティ活動

コミュニティ活動 (第12条)

- ・自治会は、その区域内のまちづくりを実践する主体 として、市民の交流・親睦を促進する活動や身近 な暮らしに関わる課題の解決に取り組みます
- ・校区コミュニティは、小学校区内の市民や団体等 の交流・連携を促進する活動を行います
- ・自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業 者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力 してコミュニティ活動の推進に努めます
- ・市民等は、コミュニティ活動に参画・協力するように 努めます
- · 行政はコミュニティ活動に対する支援を行うよう努



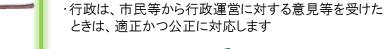
行政運営

意見等の取扱い (第15条) 基本構想(第13条) ・行政は、市民等の意見を広く聴く機会の充実を図り、行政

市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想 を策定します

行政計画(第14条)

- ・行政は、市民参画の機会を設けながら行政計画を策定するよう 努めます
- ・行政は、行政計画の適切な進行管理を行います



附属機関等(第16条)

運営に反映させます

行政は、附属機関等の委員を選任するときは、公募等により 幅広い層の市民等から選任するように努めます

私たちが思い描く「古賀市」に向かって

2017年6月30日、古賀市まちづくり基本条例が古賀市議会の議決を経て誕生しました。

その2年5か月前の2015年1月、将来のまちづくりに向けたルールづくりのために、条例策定のための委員会(策定委員会)を設置し、10代~70代の市民委員30人と一緒に踏み出しました。自治会長や市民活動団体の代表者もいれば大学生なども参加して、何度も会議を重ね、条例の内容を検討しました。

また、同じ校区に住む市民同士などが語り合う「古賀みらいサマーミーティング」、次世代を担う中高生と地域を支える大人たちがまちづくりについて考える「古賀みらいオータムミーティング」を開催するなど、可能な限りたくさんの市民の想いを反映しました。

条例制定後は、まちづくり基本条例の推進と検証を行うため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会(検証委員会)を設置しました。

この策定委員会や検証委員会の委員のみなさんに、まちづくりに対する想いを 聞きました。

条例がめざす「みんなでつくる住み続けたいまち」、それはまちづくりに対する想いを分かち合い、一人ひとりが行動し、パートナーシップを築きながら実現していくものです。

写真

お名前

想い



みんなで取り組むまちづくり(まちづくりのイメージ)



まちのことを知ることが大事。まちを 知ればまちを好きになると思います。 「古賀学」

自治会での活動は自分の ためと思っています。 やりがいがあるけど、一緒 に活動してくれる役員が 増えるといいな。 顔の見える地域のつながりをつくるには、交流の機会を作ることが大切だと思います。

市民参画の機会を逃す のはもったいない!情報 をキャッチしましょう。

みんながまちづくりに参画 したいと思えるように、市政 情報を分かりやすく提供し ます。



条例の策定経過や条文の 解説は、詳しいものを古賀市 ホームページに掲載していま す。また、解説は古賀市 コミュニティ推進課でもお渡 ししています。

平成30年3月作成

発行元・お問い合わせ先

古賀市総務部コミュニティ推進課

電話:(092)942-1165 FAX:(092)942-1291

Eメール: commu@city.koga.fukuoka.jp